

平成 28 年度 静岡市建設工事等に係る入札・契約制度の改正概要

改正項目

- 1 入札参加停止期間の改正について
- 2 建設工事及び建設業関連業務における設計図書に係る質問・回答方法について
- 3 建設工事における社会保険等未加入業者対策について
- 4 建設工事の入札参加資格認定時における総合点について
- 5 直営・下請施工計画書について
- 6 建設工事における予定価格の事後公表の実施方針について
- 7 総合評価方式簡易型Ⅲ型の実施方針について
- 8 建設業関連業務における一般競争入札の実施方針について

1 入札参加停止期間について

(1) 改正理由

平成 26 年度の元市職員が関与した贈収賄事件等に伴う再発防止の取組として、静岡市入札参加停止等措置要綱を一部改正し、不正行為の抑止を図る。

(2) 現行と改正後の入札参加停止期間

措置要件	現行			改正後		
	対象	措置期間		対象	措置期間	
贈賄	市職員	代表役員等	4月～12月	市職員	代表役員等	24月～36月
		一般役員等	3月～9月		一般役員等	20月～27月
		使用人	2月～6月		使用人	18月～24月
	静岡県内の公共機関等の職員	代表役員等	3月～9月	他の公共機関等の職員	代表役員等	12月～24月
		一般役員等	2月～6月		一般役員等	8月～14月
		使用人	1月～3月		使用人	6月～9月
	静岡県外の公共機関等の職員	代表役員等	3月～9月			
		一般役員等	1月～3月			
		使用人	1月～2月			
独占禁止法違反	その他業務		2月～9月	その他業務		6月～24月
	市発注請負等		3月～12月	市発注請負等		18月～36月
競売入札妨害又は談合	その他業務	代表役員等	3月～12月	その他業務	代表役員等	12月～24月
		一般役員等・使用人	2月～12月		一般役員等・使用人	6月～24月
	市発注請負等	代表役員等	4月～12月	市発注請負等	代表役員等	24月～36月
		一般役員等・使用人	3月～12月		一般役員等・使用人	18月～36月

(3) 施行時期

平成 28 年 4 月 1 日

2 建設工事及び建設業関連業務における設計図書に係る質問・回答方法について

(1) 改正理由

入札参加者の利便性向上と公平性の確保のため、設計図書に係る質問・回答を電子入札システム及び入札情報サービス(PPI)により行うこととする。

(2) 対象案件

電子入札により入札手続を行う建設工事及び建設業関連業務

(3) 質問から回答までの流れ

ア 現状

① 質問の提出

入札参加者は、工事施工担当課窓口に質問書を書面で提出する。

② 回答

市は、工事施工担当課窓口で回答を閲覧に供する。

イ 改正後

① 質問の提出

入札参加者は、入札情報サービス (PPI) に掲載されている「質問回答書」を、電子入札システムにより提出し (Word ファイルを添付)、契約課工事契約第 1・第 2 係あて電話連絡する。(連絡先: 054-221-1027) (紙入札業者は、契約課窓口に書面で質問回答書を提出する。)

② 回答

市は、電子入札システムによる回答及び入札情報サービス (PPI) に「質問回答書」(PDF ファイル) を掲載し、併せて契約課窓口で閲覧に供する。

(4) 質問回答書様式及び記載例 別紙 1 及び別紙 2 のとおり

(5) 電子入札システム入力例 別紙 3 のとおり

(6) その他

質問の締切日等については各案件の入札公告に明示する。

(7) 施行時期

平成 28 年 4 月 1 日以降に公告・発注する案件から実施する。

3 建設工事における社会保険未加入業者対策について

(1) 平成 28 年度の入札における取扱い

平成 28 年 4 月 1 日以降に公告・発注する建設工事については、社会保険等未加入業者を入札の対象から除外する。

(2) 平成 29・30 年度定期申請における取扱い

社会保険等未加入業者の申請を受け付けない。

(3) 下請業者の取扱い

平成 29 年度からすべての工事において、社会保険等未加入業者との一次下請契約を原則禁止とする。

※ 元請業者へのペナルティーについては平成 28 年度中に決定する。

4 建設工事の入札参加資格認定時における総合点について

(1) 概要

建設工事における入札参加資格認定時に、次世代法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し届出をしている企業の総合点に加点する。

(2) 加点基準

以下ア、イのうち、どちらか一方を満たしている場合には10点、両方を満たしている場合には20点を加点する。

ア 次世代法に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条第1項若しくは第4項に規定する届出を労働局へ提出している。(申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること。)

イ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条第1項若しくは第7項に規定する届出を労働局へ提出している。(申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること。)

(3) 確認方法

都道府県労働局の受付印がある「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し又は都道府県労働局が発行した認定通知書の写しにより確認する。

(4) 施行時期

平成29・30年度の定期申請から実施する。

5 直営・下請施工計画書について

(1) 概要

建設業法等の改正に伴い、平成27年4月1日から下請負施工を伴う全ての建設工事において、施工体制台帳の提出が義務付けられたため、直営・下請負施工計画書を廃止し、工事提出書類の簡素化を図る。

(2) 施行期日

平成28年4月1日以降に契約する建設工事から廃止する。

6 建設工事における予定価格の事後公表の実施方針について

(1) 平成27年度の当初実施方針

総合評価方式の標準型は全件、それ以外は発注件数の2割程度を実施する。

- (2) 平成 28 年度実施方針
総合評価方式の標準型は全件、それ以外は発注件数の 2 割程度を実施する。

7 総合評価方式簡易型Ⅲ型の実施方針について

- (1) 平成 27 年度の当初実施方針
 - ア 対象範囲
土木一式工事、建築一式工事の A 等級以外の工事、又はその他の工種で予定価格が 2,500 万円未満の工事において、難易度評定表により B 以上の評定が 1 個以上あるもの
 - イ 実施件数
各部 5 件程度実施する。

- (2) 平成 28 年度実施方針
 - ア 対象範囲
土木一式工事、建築一式工事の A 等級以外の工事、又はその他の工種で予定価格が 2,500 万円未満の工事において、難易度評定表により B 以上の評定が 1 個以上あるもの
 - イ 実施件数
全体で 20 件程度（各部 5 件程度）実施する。

8 建設業関連業務における一般競争入札の実施方針について

- (1) 平成 27 年度の当初実施方針
発注件数の 4 割程度を実施する。
- (2) 平成 28 年度実施方針
発注件数の 4 割程度を実施する。

設計図書に係る質問回答書

入札番号		
工事名		
担当課		
	質問日 平成 年 月 日	回答日 平成 年 月 日
該当箇所	質問事項	回答事項

※設計図書以外の質問や内容が不明確な質問については回答できないので注意すること。

※必要に応じて適宜行を挿入する等して作成すること。

※提出後、必ず契約課工事契約第1・第2係あて電話連絡すること。(連絡先:054-221-1027)

静岡市使用欄	
回答作成期限	平成 年 月 日

設計図書に係る質問回答書

入札番号	24001	
工事名	平成28年度 ○○○ ○○○線道路改良工事	
担当課	○○局○○部○○○○課	
	質問日 平成28年○月○日	回答日 平成 年 月 日
該当箇所	質問事項	回答事項
設計図書 ○○頁	○○○は×××ということでしょうか。	入札参加者は、質問日、該当箇所及び質問を入力した <u>Word ファイル</u> を電子入札システムに添付する。

※設計図書以外の質問や内容が不明確な質問については回答できないので注意すること。

※必要に応じて適宜行を挿入する等して作成すること。

※提出後、必ず契約課工事契約第1・第2係あて電話連絡すること。(連絡先:054-221-1027)

静岡市使用欄	
回答作成期限	平成28年○月○日

http://test.ebid.eb-shiz.asp.lgwan.jp/?KikanNo=2210000&HachuType=0 - CALS/EC - Internet Explorer

静岡市 2016年03月23日 1... CALS/EC 電子入札システム

入札説明書・案件内容に対する質問内容

案件番号	22100001000010000090150001-00
案件名称	テスト工事2016
入札方式	事後審査型制限付き一般競争入札
差出人	(株)テスト業者103
宛先	テスト業者103 財政部 財政部契約課 様

※ 題名および説明要求内容に、入札参加者を特定する情報(例えば企業名など)は入力しないでください。

題名

説明要求内容

添付ファイルのとおり

② 説明要求内容は、「添付ファイルのとおり」等とする。

添付資料追加
 参照...

③ 「質問回答書」(word ファイル) を添付する。

75% 13:15 2016/03/23